

五泉市 議会だより



第82号

令和8年
7月24日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911（内線370） FAX.0250-43-2716



◆目次	ページ
第2回 6月定例会	2
委員会審査報告	
総務文教常任委員会	3
市民厚生常任委員会	3
建設産業常任委員会	4
議会活性化等特別委員会 調査報告	4
一般質問（9名）	5～8
請願	8
永年勤続議員表彰	8
発議（第2号）	9～12
発議（第3・4号）	13・14
主な議案の議決結果	15
編集後記	16

6月11日から26日まで開催された令和8年第2回6月市議会定例会では、初日に議会活性化等特別委員会より調査報告が行われた後に、特別委員会の委員より五泉市議会基本条例が発議され、全会一致で可決されました。議会基本条例の制定は、議会がこれまで以上に市民から信頼される議会となり、市民福祉の向上と市の発展に寄与するため、全力で取り組んでいく姿勢を示すことは、意義深いと考えます。

市長提出議案では、条例改正等の専決処分に加え、土地利用計画策定業務委託料、ここに誕生祝い金給付事業、強い農業経営づくり支援事業補助金、水道基本料金負担軽減事業に対する水道事業会計負担金の追加などを盛り込んだ一般会計補正予算など、市長提出議案23件に、諮問2件、請願2件、議員発議3件などを合わせて審議し、承認、可決、同意、採択などいたしました。

令和8年度の一般会計予算は、今回の補正により当初に比べ4,901万円減額し、240億7,099万円になりました。

議長室から



議長
林

茂

令和8年 第2回

6月 定例会

補正予算など23議案を可決

令和8年第2回6月定例会が6月11日に招集され、6月26日までの16日間の会期で開催されました。

初日の11日は、会期の決定、議長報告、特別委員会調査報告、議員発議、繰越計算書の報告、専決処分の報告承認に続いて、市政一般に関する質問の一部を行いました。

2日目の12日は、引き続き市政一般に関する質問をすべて行い、議案16件を一括議題として当局の提案説明を行い、議案に対する質疑後各常任委員会に付託しました。

最終日の6月26日は、委員会付託案件について各常任委員会の審査報告に続いて討論、採決が行われ、それぞれ可決・採択しました。その後、日程追加された、市長からの追加議案2件、議員発議2件を審議・採決して閉会しました。

6月定例会の日程

月 日

内 容

- | | |
|----------|---|
| 6月11日(木) | 本会議（開会、会期決定、議長報告、特別委員会調査報告、議員発議、議案審議、採決、一般質問） |
| 12日(金) | 本会議（一般質問、議案上程、質疑、委員会付託、議長報告） |
| 17日(水) | 総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会 |
| 18日(木) | 建設産業常任委員会 |
| 26日(金) | 本会議（委員会審査報告・採決、議案審議、採決、議長報告、閉会） |

総務文教常任委員会 審査報告

(主な質疑)

◎佐藤 渉 林 茂 鈴木 良民 鶴巻 裕子
 ○魚野 洋樹 阿部 周夫 佐藤 良徳

五泉市立学校施設開放 条例の一部を改正する 条例の制定について 【スポーツ推進課】

問 五泉市村松プールが劣化により開設ができないことから、その代替施設として愛宕小学校の学校プールを使用するとの説明を受けて、村松プールの新たな建て替えや五泉の市民プールの改修などをするのではなく、今後も愛宕小学校のプールを代替施設として開設する方向なのか、それとも今年だけのことなのか伺う。

答 村松プール、市民プールをどうするかというところがはっきりしていない中ではありますが、今年だけではなくて、当分の間は同じような方法で運営していくことになるだろうと思っています。

土地利用計画策定業務 委託料について 【企画政策課】

問 寄附採納の申出があった吉沢3丁目地内の用地について、隣接する吉沢公園との一体的な利活用による市民サービスの向上を目指し、利用計画の策定とプレサウンディング調査を実施する費用との説明であるが、プレサウンディング調査はいつくらいに開始し、いつまでに結果を出すのか伺う。

答 議決をいただいたら速やかに業者選定をして、8月をめどに土地の概況や周辺を調査します。プレサウンディング調査を12月頃まで行い、その後、年度末の3月までには計画としてまとめたいと考えています。

要望 無償譲渡ではあるが、それなりの市の予算を使う事業であるため、慎重に行っていたきたい。本当に市として活用できるもの、また市民から理解を得られるもので、どういう建物、どういった施設が市民の福利厚生に寄与するものなのかを十分検討していただきたい。

(◎委員長 ○副委員長)

市民厚生常任委員会 審査報告

(主な質疑)

◎白井 妙子 羽下 貢 山田 正良 阪井 明子
 ○熊倉 政一 波塚 静亮 小林 泰訓

にこにこ誕生祝い金給 付事業について 【こども家庭課】

問 少子化対策として取り組むもので、紙おむつやミルク等の育児用品購入による家計負担を少しでも軽減し、産み育てやすい環境づくりの一つとして、にこにこ誕生祝い金を給付するもので、今年度の出生数を150人と見込み、4月1日から来年3月31日までに生まれた子供を対象として、1人につき30万円の現金給付を考えているとの説明を受けて、見込み数の150人の根拠について伺う。

答 令和7年度の出生数137人と妊婦の転入が毎年10人以上あることを踏まえての人数です。

問 経済的な理由や育児ストレスから第2子をためらう2人目の壁という話を聞くと、現状はどうか伺う。

答 昨年度の妊娠届の状況は、全体で147人だった中で初めての妊娠が62人、それ以外が85人だったので、壁はあまり感じられません。

問 給付要件の一つとして、子供が生まれて以降3年以上の市内居住を条件とした理由と給付時期について伺う。

答 紙おむつやミルク代がかかる時期は3歳ぐらいまでということと3年の条件としました。そのため、3年後でなく出生届の際にお渡ししたいと考えています。生まれた後になるべく五泉市を離れてもらいたくないという思いも込めて、給付は市長から直接現金をお渡しすることとしています。

要望 五泉市では2人目の壁はないようだが、より効果的な少子化対策として2人以上の給付額を上げるようなことも検討していただきたい。

(◎委員長 ○副委員長)

建設産業常任委員会 審査報告

(主な質疑)

地場産業成長支援事業
について【商工観光課】

問 市内の中小企業等が自社製品の付加価値向上や販路開拓を目指し、商談会等に出品する際の商品開発に係る経費を支援するもので、補助率は10分の10、上限額20万円で20件分を見込んでいたとの説明を受け、支援件数を20件と見込んだ根拠について伺う。

答 県の統計課が公表している五泉市の製造業者数の5分の1程度を見込んでいます。

要望 様々な事業者から商品開発に取り組んでもらい、地場産業が活性化する好機と捉え、伴走的に支援していただきたい。

強い農業経営づくり支援
事業補助金について【農林課】

問 4月の受付開始早々に当初予算の上限に達したため受付

◎深井 邦彦 剣持 雄吾 桑原 一憲
○佐藤 浩 長谷川政弘 大橋 建太

(◎委員長 ○副委員長)

を停止する状況となった。受付停止後も要望が多く、3,040万円を追加するものであるとの説明を受け、かなり高額な追加予算であるが、当初の見込みが甘かったのではないかと、また受付開始日は申請にいられた方で大変混雑したようだが、先着順ではなく公平に受付できるように方法を検討する必要があるのではないかと伺う。

答 このたびは行き届かない点が多々あり、申請にいられた皆様にご迷惑をおかけしました。今後の受付については、先着順ではなく、申請期間を設け、期間内に申請していただく予定です。

問 離農者が増え、規模が拡大する農業者が多くいる中で、近年の農業機械高騰により、自治体によっては補助額を増額しているところもある。今後、制度の見直し等の考えはあるのか伺う。

答 農業機械の高騰や補助額を増額している自治体があることは承知しています。制度の見直しも含め検討していきます。

議会活性化等特別委員会調査報告

◎鶴巻 裕子 阿部 周夫 桑原 一憲 佐藤 良徳
○小林 泰訓 佐藤 渉 波塚 静亮 魚野 洋樹

(◎委員長 ○副委員長)

第1回目から第5回目までの経過につきましては、令和7年9月25日に中間報告をいたしておりますので、このたびは、その後の経過と、結果について報告いたします。

第6回目は、11月21日に開催し、議会基本条例の策定に向けたスケジュール等について検討いたしました。

第7回目は、12月11日に開催し、たたき台となる条例案を見ながら今後の具体的な作業工程等について検討し、第8回目・1月16日、第9回目・2月13日にわたって、条文の記述について議論を重ねました。

第10回目は、3月11日に開催し、これまでの議論を整理した条例案を確認し、この条例案を各会派へ示して、意見を聴取することといたしました。

第11回目は、4月14日に開催し、意見聴取の結果、1つの会派から意見の提出がありましたので、その採否の検討を含め、

内容の調整作業を行いました。

第12回目は、5月15日に開催し、条例案の最終的な確認作業を行い、五泉市議会基本条例(案)としてまとめまして、第13回目を6月4日に開催し、調査報告について協議したものであります。

本委員会では、全会一致で取りまとめました条例案であります。が、議会がこれまで以上に市民の負託に応え、市民福祉の向上と市の発展に寄与するため、不断の努力を重ねていく姿勢を改めて示すという点で、議会基本条例を制定することは意義が大きいと考えます。

市民から信頼される議会となるために、議会を一層活性化しなければならぬという点では、全員が同じ思いであります。今後とも議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。また、議会活性化等特別委員会の最終報告とさせていただきます。

一般質問

問

答

9人が市政を問う！

【一般質問とは】 各議員が市長などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来の方針などについて、所信や疑問をただすことです。「議会だより」では限られた字数で広報委員会が編集しています。

編集方法は、本会議において各議員が行った一般質問の中から項目を1つに絞って編集を行っています。

質問、答弁の詳しい内容は会議録でご覧いただけます。今定例会の会議録は五泉市ホームページで9月頃から閲覧いただけます。

答 現在、五泉市では各種がん検診を実施しており、受診しやすい体制づくりに努めています。また今年度はさらなるがん検診啓発や受診勧奨を推進する。がん患者への支援は、医療用ウィッグや補整下着等の購入費用の一部助成を行っている。また、検診受診後にがんと診断された方へ保健師による訪問を実施し、悩みを相談できる場、がん力フエの紹介など、本人や家族の心に寄り添った情報提供を行っている。

問 新潟県においては、がんによる死亡者数が年間約8,000人、新たながん診断数が年間約2万2,000件とされており、がん患者数の増加が見込まれている。こうした状況の中、がん予防やがんの早期発見、がんの早期治療の重要性がますます高くなっている。五泉市においても、市民の健康と命を守るため、がん検診の受診率の向上や生活習慣の改善に向けた啓発活動、治療と仕事、生活の両立支援など、総合的ながん患者へのがん対策事業の充実が市民から求められている。市内に住んでいるがん患者への支援策及びがん予防とがん早期発見の啓発について、当局の見解を伺う。



がん患者への支援策及び、
がん予防とがん早期発見
の啓発について

阿部 周夫 議員

答 現在、町内会数は390、加入率は87・7%で、町内会長は比較的高齢者が多くと認識している。行政だけでは解決できない様々な問題がある中、市民と行政が互いに協力していく体制作りが重要であると考え、報奨金の支給や集会所整備の補助金交付等支援を行っている。今後も持続的に町内活動が行えるようサポートしていく。自主防災組織は現在106で49・7%の組織率である。防災資機材整備や訓練への補助金制度の周知を強化し、組織率の向上と活動活性化に向け、地域が活用しやすい支援に努めていく。

問 町内会とは地域住民に最も身近な自治組織として、防災防犯や地域コミュニケーションに重要な役割を担っているが、近年は人口減少や少子高齢化、生活様式の変化などにより、町内会を取り巻く環境は大きく変化している。当市においても、町内会役員の担い手不足・持ち回り、役員制の限界・自主防災組織づくり・高齢者や現役世代の地域参加の減少など、課題は多いが、町内会機能の維持・強化は極めて重要である。そこで、町内会の現状と今後の見通し、負担軽減策、自主防災組織への支援について当局の考えを伺う。



五泉市における町内会
運営の現状と課題並びに
市の関わり方について

鶴巻 裕子 議員



活力ある五泉市への 取り組みについて

羽下 貢議員

問 今後の活力ある五泉市への4つの取組について伺う。①ラポルテ五泉の道の駅について②新潟市へのアクセス道路整備について③市民の健康づくり④大規模避難訓練について。原発有事を想定した受入れについて伺う。

答 ラポルテ五泉が、今後道の駅として登録を受けるために、国土交通省が定める登録要件を満たすための整備が必要となる。この整備を3年後をめどに進めている。新潟への道路整備は岡田中新田線が新潟市と協定を締結し、順次整備が行われ令和9年4月に農道とつながる工事が完了する。現在、交流、関係人口を増やすべく施策を展開しており、多くの方に五泉に来ていただけるようさらに検討していく。健康づくりの取組はクロスファンクショナルチームを作り、五泉市の健康課題を整理し、解決のための方策を検討している。この結果を基に五泉市健康づくりに関する宣言を行いたいと考えている。県の広域避難計画において五泉市は長岡市の避難者の受入先候補となっているので、県や長岡市と協議、連携をし、情報伝達体制や避難所運営体制など実効性のある広域避難訓練となるよう検討を進めていく。



山林について当市の 責務と関わりについて

小林 泰訓議員

問 山林については、当市の面積全体の7割を占めており、日本の国土の7割も森林である。それらの森林資源の活用や森林整備について当市はどのように関わっているのか、また山林火災や災害などを想定してどのような取組をしているのか、それぞれ伺う。

答 五泉市では、市域の約7割を占める森林を適正に管理・整備するため、五泉市森林整備計画に基づき、伐採や造林、林道整備、森林保護などの事業を進めている。森林資源の有効活用と多面的機能の維持に向け、関係機関と連携しながら森林整備を推進している。山林火災や山岳事故への対応では、新潟県消防防災航空隊との連携を強化するとともに、消防団による長距離中継放水などの実践的な訓練を実施している。

次に、土砂災害対策として、地元住民による地滑り巡視を行っていただいている。また、全戸配布された災害ハザードマップへの土砂災害情報の掲載を通じて、市民への注意喚起と防災意識の向上に取り組んでいる。



熊対策について

桑原 一憲議員

問 昨年は五泉東小敷地内や村松桜中、市街地周辺でも熊が多数目撃され市民の不安は高まっている。即時性・実効性のある情報提供、今回補正予算で計上された放任果樹伐採補助や捕獲処分協力金拡充の実効性、ドローンやICTカメラ等のデジタル技術の積極導入、猟友会の高齢化を見据えたガバメントハンターや警察・自衛隊OB等の担い手確保、小中学校での段階に応じた実践的な避難訓練が必要であると考える、当局の見解を伺う。

答 出没情報は本年度より公式ライン、あんしんメール等で即時配信しており、新技術については5月にドローンによる追い払い実証実験やICTカメラの定点設置を行っており今後も研究を進める。学校での実践的訓練は日頃の引渡し訓練等を活用し迅速に対応する。ガバメントハンター等の担い手確保については議論を真摯に受け止め、もう少し時間をいただきたい。



公共施設等総合管理計画 と健全な財政運営計画に ついて

山田 正良 議員

問 現状のまま財政運営を続けていくと収支不足を財政調整基金で穴埋めしても、令和14年度以降は歳出超過になると公表されている。持続可能な財政運営をこれからどのように進めていくのか伺う。また、公共施設等の管理計画等を更新するに当たって、維持管理費や適正管理の在り方を見直すことになるが、見直しの考え方、方針等を伺う。

答 今後財政運営は厳しくなると想定をしている。この状況を改善するため、評価に重点を置いて見直しを行う。社会情勢の変化や新たな市民のニーズに応じた施設の統廃合による経費削減、遊休土地売却など、事業の選択と集中を基本方針として取組を進めていく。適正管理の在り方に関する現在の考え方は、現計画と同様、施設の複合化や統廃合、再利用を行い、市民生活に直結するインフラは必要な新規整備を継続しながら、改修、更新を行っていきたいと考えている。また、民間の施設を活用し、行政が施設を運営する新たな取組を始めており、今後も様々な可能性を検討し、相互利用や民間施設の活用に取り組んでいく。



五泉市における 教員不足について

波塚 静亮 議員

問 全国的に教員不足が深刻さを増している。先般の文部科学省で令和7年度の欠員状況についての調査、報告が出ている。かなり担任が配置できないとか、いろんな状況になっているようだが、当市の現状と対策について伺う。

答 五泉市において令和8年度当初、本来配置されるべき教員数に対し、小学校2校で2人、中学校2校で2人が不足となっている。そのほか現時点で休職や産休、育休等の代替教員については、4校において勤務日数や勤務時間の一部に不足が生じている状況である。教育委員会では、教員の負担を軽減し、健康でやりがいを持って働ける職場環境の実現のため、令和8年3月に五泉市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、学校における教職員の働き方改革の取組を進めている。また、教員不足の解消を図るため、県教育委員会に対して正規職員の適正配置、臨時職員の配当について引き続き強く要望していく。



家電製品の2027年 問題について

阪井 明子 議員

問 来年4月から国の省エネ基準が大幅に上がり、今までの低価格モデルが生産終了となる。エアコンの購入費用だけでなく、修理費用の高騰も懸念される。特に私が危惧していることは、量販店に押されて、町の商店がなくなっていくことである。商工会議所に登録している電気屋だけでも10軒あり、省エネ家電に買い換えれば電気代は安くなり、地球に優しいことから、五泉市からも少し補助があるとありがたいと考えるが、当局の見解を伺う。

答 令和9年4月から開始されるエアコンの新たな省エネ基準は、現行の平成22年基準から冷暖房能力に比べて最大約35%引き上げる。現在市では、家庭用エアコンの補助制度として、居住する住宅にエアコンが未設置の住民税非課税世帯の中で、高齢者のみの世帯、障害者がおられる世帯、児童扶養手当を受給されている世帯、生活保護世帯に対する補助金制度を令和7年度から導入している。新たな省エネ基準は、製造事業者へ適用されるもので、現在ご家庭で使用しているエアコンを直ちに買い換える必要がなく、買換えに関する助成についての検討はしていない。



家庭と学校の 連携について

大橋 建太 議員

問 少子化や核家族化、共働き世帯の増加、情報通信技術の発達などにより、子供を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中で学校に求められる役割も増加しているように感じる一方、本来家庭と学校が担う役割について改めて整理する必要があると考える。子供の健全な成長のため、家庭教育と学校教育の役割、また家庭と学校がどのような関係性を築くべきか当局の見解を伺う。

答 社会環境の変化により課題は多様化しているが、子供たちの成長を支える上で家庭と学校の役割自体は今も昔も大きく変わるものではないと考えている。家庭教育は保護者が第一義的責任を持ち、生活習慣や自立心を育む基盤であり、学校は学習活動や集団生活を通じて社会で生きる力を育成する役割を担っている。子供たちを家庭と学校に加え、地域とも連携しながら支えるために市内小中学校では令和3年度からコミュニケーション・スクールを導入した。今後も家庭・地域・学校が補完し合いながら子供の成長を支える体制づくりを進めていく。

請願について

— 次の請願を採択としました。 —

◆請願第3

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める請願

◆請願第4

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択の請願

永年勤続議員表彰

全国市議会議長会・北信越市議会議長会から、在職25年表彰として阿部周夫議員、同じく在職10年表彰として白井妙子議員、桑原一憲議員、深井邦彦議員の4名の方が表彰されました。また、林茂議長が、全国市議会議長会より、市議会議長在職20年表彰及び、全国市議会議長会・北信越市議会議長会から、在職35年表彰の表彰状を授与されておりますので、定例会初日の6月11日冒頭に表彰状の伝達が行われました。

桑原 一憲 議員 (議員在職10年) 白井 妙子 議員 (議員在職10年) 深井 邦彦 議員 (議員在職10年)



阿部 周夫 議員
(議員在職25年)

林 茂 議員
(議長在職20年)
(議員在職35年)

発議について

— 次の発議を可決しました —

◆発議第2号

五泉市議会基本条例の制定について

【提出議員】 鶴巻裕子、小林泰訓、阿部周夫、佐藤渉、桑原一憲、波塚静亮、佐藤良徳、魚野洋樹

五泉市議会基本条例

目次

前 文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条－第9条）

第4章 市長と議会の関係（第10条－第13条）

第5章 議会活動の活性化（第14条－第18条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条－第24条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第25条－第27条）

第8章 議会改革と見直し手続（第28条－第30条）

附 則

五泉市は、緑豊かな山々や清らかな川の流れ、肥沃な大地とまちを彩る花々などの自然の恵み、そして歴史が息づく中で、私たちのまちづくりの愛着と誇りが脈々と受け継がれ、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主と自立の精神が生きています。

五泉市議会は、この精神を尊重し、地方自治の本旨に基づいた市政運営がなされるよう議会としての責務を果たしていかなければなりません。

市議会は、ともに公選された議員と市長による二代表制の下、市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等執行機関を監視するとともに、政策提言や議決を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担っています。

この役割を果たすため、五泉市議会は、主体的に様々な議会改革を進めてきました。これからも積極的な情報公開と公平性透明性を備えたわかりやすい議会運営に努めるとともに、五泉市の将来像を市民とともに考え、さらに豊かでしっかりとした議論ができる議会を目指してまいります。

ここに五泉市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽と政治倫理の向上に、より一層努めるとともに、市民の負託と信頼に応え、市民福祉の向上と五泉市の民主的な発展に寄与していくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関の市政運営状況を監視

する。

- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指す。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成を図る。
- (5) わかりやすい言葉、表現を用いた議会運営を行う。
- (6) 議会運営にかかわる条例、規則、申合せ事項及び先例等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革を推進する。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじる。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指す。
- (3) 議員立法による積極的な条例提案を推進する。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議を原則公開とし、常任委員会、特別委員会等は、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 3 議会は、全ての議案に対する各議員の賛否をホームページ等で公表することで、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。

(市民との連携)

第6条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

- 2 議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つことができる。
- 3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 4 意見交換に関することは、議長が別に定める。

(一般会議の設置)

第7条 議会は、政策的な情報及び意見を交換するため、議会が必要と認める場合又は市民団体等の求めに応じ一般会議を行うことができる。

- 2 一般会議に関することは、議長が別に定める。

(政策企画調整会議)

第8条 議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。

- 2 前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会モニター)

第9条 議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。

- 2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 市長と議会の関係

(市長等との関係)

第10条 議会審議における議員と市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）との関係については、緊張関係を保持するものとする。

- 2 議案の審議は、本会議を中心に行い、市民にわかりやすい議会運営に努めなければならない。

(市長提案政策等の詳細説明)

第11条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市総合計画との関連性及び整合性
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算における説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事項は、別に条例で定める。

第5章 議会活動の活性化

(自由討議の保障及び拡大)

第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営とする。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行う。

(政務活動費の交付及び執行)

第15条 議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう五泉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年五泉市条例第6号。以下この条において「政務活動費条例」という。）の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。

2 前項の規定により政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費条例の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

(専門的知見の活用)

第16条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(委員会の適切な運営)

第17条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会及び議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙等を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるものとする。

(議会広報の充実)

第21条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、

多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(調査機関の設置)

第23条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。

3 第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(災害時の議会対応)

第24条 議会としての災害対応は、市長の招集等に応じて議会活動を行うことを本分とする。

2 議会は、市が設置する災害対策本部と連携し、災害対策本部を支援する。

3 議会は、災害において、自らが安全を保ちながら可能な範囲で、必要な災害対応に努め、議会の機能維持に必要な行動を行う。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第26条 議員定数は、五泉市議会議員定数条例(平成19年五泉市条例第29号)の定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、定数を検討するものとする。

3 議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、五泉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年五泉市条例第29号)の定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、報酬を検討するものとする。

3 議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。

第8章 議会改革と見直し手続

(議会改革の継続)

第28条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

(他の条例との関係)

第29条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第30条 議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆発議第3号

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る
意見書の提出について

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

【内 容】

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられる。きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 学級編成標準の引き下げを検討し、30人以下とすること。
2. 学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
4. 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
5. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

新潟県五泉市議会

議長 林 茂

◆発議第4号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求めるための意見書の提出について

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長

【内 容】

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、こうした観点から、令和9年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請する。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

新潟県五泉市議会

議長 林 茂

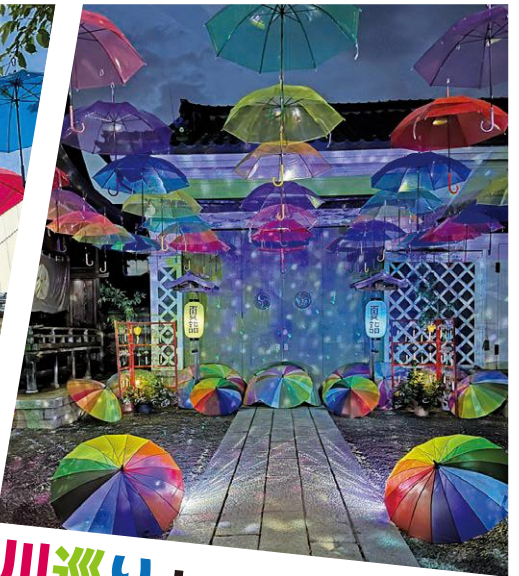
主な議案の議決結果【第2回 6月定例会】

【○：賛成，●：反対，－：欠席】

提出者	審 議 案 件		本会議議決結果	議 案 概 要																		
				議 員 名（議席番号順）																		
				1 魚野 洋樹	2 阪井 明子	3 小林 泰訓	4 鶴巻 裕子	5 大橋 建太	6 佐藤 良徳	7 山田 正良	8 波塚 静亮	9 深井 邦彦	10 桑原 一憲	11 白井 妙子	12 佐藤 浩	13 長谷川 政弘	14 佐藤 良民	15 鈴木 政一	16 熊倉 雄吾	17 剣持 雄	18 羽下 貢	19 阿部 周夫
市	議第33号	専決処分の報告承認について （五泉市税条例の一部を改正する条例）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第34号	専決処分の報告承認について （五泉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第35号	専決処分の報告承認について （五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第36号	五泉市監査委員条例及び五泉市公営企業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第37号	五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第38号	五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第39号	五泉市馬下保養センター条例を廃止する条例の制定につい て	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第40号	五泉市障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第41号	五泉市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する 条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第42号	五泉市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定に ついて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第43号	動産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長	議第44号	動産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第45号		令和8年度五泉市一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第46号		令和8年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ 1
議第47号		令和8年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
議第48号		令和8年度五泉市川東財産区一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議第49号		令和8年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第50号		令和8年度五泉市水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第51号		令和8年度五泉市下水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議第52号		令和8年度五泉市一般会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第53号		令和8年度五泉市水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願者	諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任と 認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任と 認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	請願 第2号	「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」 に係る意見書の採択を求める請願	採択	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員	請願 第3号	義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書採択 の請願	採択	○	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発議 第2号	五泉市議会基本条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発議 第3号	「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」 に係る意見書の提出について	可決	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発議 第4号	義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求めるための意見 書の提出について	可決	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。



五泉八幡宮「七夕風鈴祭☆天の川巡り」 ライトアップは8月9日(日)まで



編集後記

6月市議会定例会において、五泉市議会基本条例が全会一致で可決されました。

五泉市議会は、主体的に様々な議会改革を進めてきました。これからの積極的な情報公開と公平性透明性を備えた分かりやすい議会運営に努めるとともに、五泉市の将来像を市民とともに考え、さらに豊かでしつかりとした議論ができる議会を目指してまいります。

今年もまた暑い季節がきました。炎天下、作業中のみならず家の中で発生する熱中症も増加してきています。熱いときは部屋のエアコンを使用し、こまめな水分補給や休憩を行うことで熱中症予防ができます。

また、食事や睡眠不足に注意し少しでも、周りの人や家族、何より自分自身の体調に十分注意していただき、この夏を元気に過ごしてまいりましょう。

広報委員会

委員長	佐藤 良徳
副委員長	佐藤 渉
委員	阿部 周夫
桑原 一憲	
大橋 建太	
阪井 明子	
魚野 洋樹	

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。 五泉市議会事務局 TEL 0250-43-3911